

富山市地域自主運行バス事業補助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市の区域において生活交通手段確保等の目的でバス事業等を実施する団体（以下「事業者」という。）に対し、市が支援を行うことにより、バス事業等の維持を図り、もって地域住民の交通の確保と福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象となる地域自主運行バス事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業者が運営主体となり運行する事業。
- (2) 一定の受益者負担を求める等、運行を継続するための収支計画が立案されている事業。
- (3) 公共交通の空白地域等において、市民の生活交通手段確保の目的で行なわれる事業で、市長が公益上、必要と認める事業。

(補助内容)

第3条 補助内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 試行実験を行う実施主体に対し、補助金を交付する。
- (2) 事業を維持するために、実施主体に補助金を交付する。
- (3) 試行実験や事業計画等からバス車両等の導入が必要と認めるときは、バス車両等を市が購入・所有し、事業者又は運行を行う交通事業者に無償貸与する。無償貸与された者は、善良な管理者の注意をもってバス車両等を維持・管理するものとする。

(補助事業計画書等の提出)

第4条 事業者は補助を受けるにあたり、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画を記載した書類
- (2) 事業毎の運送実績を記載した書類
- (3) 事業毎の収支状況を記載した書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。